第２号様式（７条関係）

誓約書及び同意書

令和　年　月　日

　相模原市長　　あて

住所又は所在地

補助事業者等

　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

私は、相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金の交付申請にあたり、申請者が暴力団員に該当しないこと及び下記の内容について確認・同意し、誓約します。

記

１　　補助対象となる経費の一部又は全部について、本補助金を含む本市の他の補助制度、又は国、県その他地方公共団体の財政的支援を受けていない、又は受ける見込みがないこと。

２　　「相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金要綱」の内容を確認し、本補助金の支給要件を全て満たしていること。また、申請書類の記載事項及び添付書類等の内容は真正であること。虚偽・錯誤等により支給要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の返還等に応じること。

３　市税の滞納がないこと。また、本市において納付状況の調査を行うこと。

４　　本補助金で申請した物品等については、自社で使用する物品等であり、販売・転売又はレンタル等を目的としたものではないこと。

５　　自ら所有していない店舗、事業所や工場等に対して工事を実施する場合、所有者との調整は済んでいること。

６　　申請書の内容を確認するために、本市から検査等の求めがあった場合は、これに応じること。

７　提出する書類等は、返却を求めないこと。

８　相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第２号から第５号までに規定する暴力団等に該当せず、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が経営に関与していないこと。

９　本補助金の申請をしたものについて、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第２号から第５号までに規定する暴力団等に該当するか否かを本市が必要に応じて神奈川県警本部へ照会及びその他の必要な措置を講ずること。

（裏面に続く）

１０　本補助金等により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供しないこと。また、補助事業の完了後においても、単価が５０万円以上の処分制限財産については、処分制限期間内に処分しようとするときは市の承認を受けること。処分制限財産を処分した場合、補助金の返還を求めることがあること。

１１　本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、本補助金に係る全ての関係書類は、５年間保管すること。また、本市が行う実地調査に協力すること。

１２　実施した補助事業について、本市からヒアリングやホームページの掲載等について依頼があった場合、資料の提出等に協力すること。